

## 直島町教育委員会少年の夢育み活動補助金交付要綱

令和元年5月1日  
直島町教育委員会

### (目的)

第1条 直島町教育委員会は、未来を担う少年が地域社会の中で夢をもって活動できるように、また、少年が自ら活動を活発化させようとすることに要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することができるものとする。

### (補助活動等)

第2条 少年の夢育み活動の補助対象となる活動（以下「補助活動」という。）は、町内に所在又は住所を有する団体及び個人が企画し、実施する広く少年の夢を育む文化活動、スポーツ活動等の活動とし、補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表に掲げるとおりとする。ただし、営利を目的とした活動及び宗教的又は政治的な活動は、補助対象外とする。

### (交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助活動者」という。）は、直島町教育委員会少年の夢育み活動補助金交付申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

2 補助活動者は、当該年度に1回を限度として交付を受けることができる。

### (補助活動の採択等)

第4条 教育長は、前条の規定により提出された補助金交付申請書を審査し、補助する事が適当であると認めるときは、少年の夢育み活動として採択し、当該補助活動者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

### (補助金の概算払)

第5条 第4条の規定により採択された活動を実施するために補助金の概算払を受けようとする補助活動者は、直島町教育委員会少年の夢育み活動補助金概算払請求書（様式第2号）を教育長に提出しなければならない。

2 補助金の概算払額は、補助金交付申請額の3分の2に相当する額を限度とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (活動変更等の承認)

第6条 補助活動者は、補助活動の内容を変更し、又は補助活動を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、直島町教育委員会少年の夢育み活動変更（中止・廃止）承認申請（様式第3号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

### (実績報告書)

第7条 補助活動者は、補助活動が完了したときは、完了の日から30日以内に直島町教育

委員会少年の夢育み活動実績報告書（様式第4号）に教育長が必要と認める書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 教育長は、前条の規定により提出された実績報告書等を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助活動者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助活動者は、前条の規定による通知を受け取ったときは、ただちに請求書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第10条 教育長は、補助活動者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この要綱の規定に違反したとき。
- 二 補助活動の採択の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 三 虚偽又は不正な申請により補助金の交付決定または補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第11条 教育長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助活動の当該取り消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 別表（第2条関係）

項 目	内 容
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、その他教育長が特に必要と認めた経費
補 助 率	補助対象経費の全額
補助限度額	1活動当たり200千円とし、補助対象事業が4年目以降の場合は、1活動当たり100千円とする。 ただし、参加料等を徴収して行う活動、又は他の補助金等の交付を受けて実施する活動は、補助対象経費の合計額から参加料・補助金等の総額を控除した額を補助金の額とする。

年 月 日

直島町教育委員会教育長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

直島町教育委員会少年の夢育み活動補助金交付申請書

年度において、下記のとおり直島町教育委員会少年の夢育み活動補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

補 助 活 動 の 内 容	別紙 1 活動実施計画書のとおり	
補助活動に要する経費等	① 補助活動に要する経費	円
	② ①のうち補助対象経費	円
	③ 補助金交付申請額	円
補助活動にかかる収支予算	別紙 2 収支予算書のとおり	

## 別紙1

## 活 動 実 施 計 画 書

活 動 の 名 称	
実 施 主 体	
※グループの場合は その構成員名	
趣 旨・目 的	
実 施 時 期	年 月 日 ～ 年 月 日
会 場 等	
参加見込み人数	
内 容	
活動実施により期待 される社会的・公共 的な効果等	
備 考	





年 月 日

直島町教育委員会教育長 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
申請者名 \_\_\_\_\_ ⑩  
電話番号 \_\_\_\_\_

直島町教育委員会少年の夢育み活動変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった当該活動について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、直島町教育委員会少年の夢育み活動補助金交付要綱第6条の規定により、下記書類を添えて申請します。

記

1. 変更（中止・廃止）の理由
2. 変更活動実施申請書
3. 変更活動収支予算書

《備考》2及び3については、様式第2号の別紙1及び別紙2に準じて、変更前・変更後が分かるように作成すること。



年 月 日

直島町教育委員会教育長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

直島町教育委員会少年の夢育み活動実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた直島町教育委員会少年の夢育み活動補助金に係る事業が完了したので、直島町教育委員会少年の夢育み活動補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1. 補助活動の実施状況 別紙3 活動実施状況のとおり
2. 補助活動に要した経費 円  
内 補助対象経費 円
3. 補助活動完了年月日 年 月 日
4. 補助活動の収支決算 別紙4 収支決算書のとおり

## 別紙3

## 活 動 実 施 状 況

活 動 の 名 称	
実 施 主 体	
※グループの場合は その構成員名	
趣 旨・目 的	
実 施 日	年 月 日 ～ 年 月 日
会 場 等	
参 加 者 数	
内 容	
活動実施の効果等	
備 考	

※ 事業の内容が分かるパンフレット・記録写真等を貼付してください。



